

## 37—00 P U D T

### 命令、審尋、通知など

審判長名で当事者並びに事件関係者に対してする審判手続のうち、法令に定められた審決及び決定以外のものは、その目的に従って、当事者などに指示して応答させる命令、審尋と、単に知らせる通知とに分けられ、それについて書面を発するときは、それぞれ以下のように取り扱う。

#### 1. 命令、審尋

審判長又は合議体が、当事者などに対して、特定の手続を遂行させ、回答させ、あるいは見本、実験成績書などの提出などの応答を求めることを目的とするもの。

命令、審尋（→[37—02](#)）においては、当事者などの応答を求める関係上必ず期間を指定し、かつ次項の通知と区別するため、書面に命令などの内容を示す適切な表示をつけるものとし、単なる通知書とはしない。

例えば、本件出願の内容の不明瞭な点について釈明を求めるときには、審尋と表示し、その提出を求める文書の表示を回答書などのように指示する。

〔例〕

補正命令 審尋

予納命令

見本又は実験成績書などの提出命令

#### 2. 通知

審判長又は合議体が、当事者などに対して、審判係属の発生及びその内容、審判手続の進行及びその内容、決定事項あるいは審判長又は合議体の見解などを単に知らせるか、又は当事者などの意見を述べる機会を与えるために知らせることを目的とするもの。

単に知らせるときは、通知を送るだけとし、当事者などの意見などの応答を求めることはしない。また、当事者などに意見を述べる機会を与えるために通知するときには、期間を指定して、当事者などから例えば「これに対して意見があれば」というような消極的な意味での回答を求めるようにする。

〔例〕

無効審判請求通知 書面審理通知

口頭審理、証拠調べ期日通知

併合審理通知 拒絶理由通知

査定系審判関係諸通知（出願変更、分割などの出願日の遡及を認めない場合の通知など）

職権による証拠調べ、証拠保全の結果通知

副本の送付 受継通知

手続続行通知 審理終結通知

審理再開通知

出訴期間に対する付加期間通知

（注） 審判長名で当事者以外の者に対して書面を発行する行為（例えば、証人呼出し命令、証拠調べの囑託、実地検証に関する問合せなど）は本節（[37—00](#)）から除外する（→[35—01](#)、[35—03](#)、[35—06](#)）。

（改訂 H27. 2）

## 37—02 P U D T

### 審尋

#### 1. 審尋

審判長は、審判の種類（拒絶査定不服審判、無効審判等）、審理の方式（書面審理、口頭審理）を問わず、口頭や文書により、当事者及び参加人を審尋することができる（[特 § 134④](#)、[実 § 39④](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

- (1) 請求書の方式調査にあたり、当事者の手続意思を確認するために審尋することができる（→[21—02](#)）。
- (2) 当事者等の主張などを明確にする必要があるとき、例えば、補正・訂正が適法か疑義があるとき、主張の根拠を明確にしたいとき、技術常識・周知技術を確認したいときなどは、審尋することができる。
- (3) 特許の拒絶査定不服審判において、審判請求と同時に補正があったときは、審査官による前置審査（[特 § 162](#)）に付され、特許査定されるときを除き、補正の適法性、発明の特許性等を含む審査の結果が記載された報告書（[特 § 164③](#)）が提出される。合議体は、かかる報告書に基づいて請求人の見解を求めることが必要と認められるときは、報告書を利用して審尋することができる。

#### 2. 審尋の形式

審尋は「審判に関し」することができ、口頭又は文書により行われる。

文書により審尋するときは、審判長名の審尋書（様式1）による。

また、審尋の際にウェブ会議システム（→[35—01](#)の10.）や電子メール等を利用することができる。その場合、面接記録、応対記録を作成する。

なお、口頭審理に関し、[特施規 § 52 の 2①](#)には、「審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる」と、[特施規 § 52 の 2②](#)には、「陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をする

ことができる」と規定されている。

### 3. 審尋に応じない場合の取扱い

審尋に対して当事者等が応答しないときは、そのまま審理を進め、応答しないことを理由として却下の審決・決定をしたり、あるいはその当事者等に不利な結論を出してはならない。

### 4. 証言拒絶についての審尋

[特 § 151](#)（[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④）において、[民訴 § 199](#)①「第197条第1項第1号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。」を準用しているから、審判での証人尋問において、証言拒絶について、審尋することがある。

(参考)

特許異議の申立てにおける審尋（→[67—05](#)の5.(2)）

商標登録異議の申立てにおける審尋（→[66—04](#)の4.(3)）

(改訂 R5.12)

